

原油価格高騰対策について

(社)全日本トラック協会

1. 最近の軽油価格の状況について

2. 軽油価格高騰に伴う取組状況について

軽油価格高騰に伴う経営危機突破緊急アクションプラン等について

国における支援策について

最近の要望活動について

3. 独占禁止法について

独占禁止法の内容について

事業者団体の活動に関する独占禁止法の指針について

4. 燃料サーチャージ制(メリット、デメリット)について

原油問題に係る対応の方向性(5項目)

平成17年10月4日、「原油問題に関する閣僚打合せ」において、
関係府省が連携して取り組むべき5項目の対応の方向性を決定。

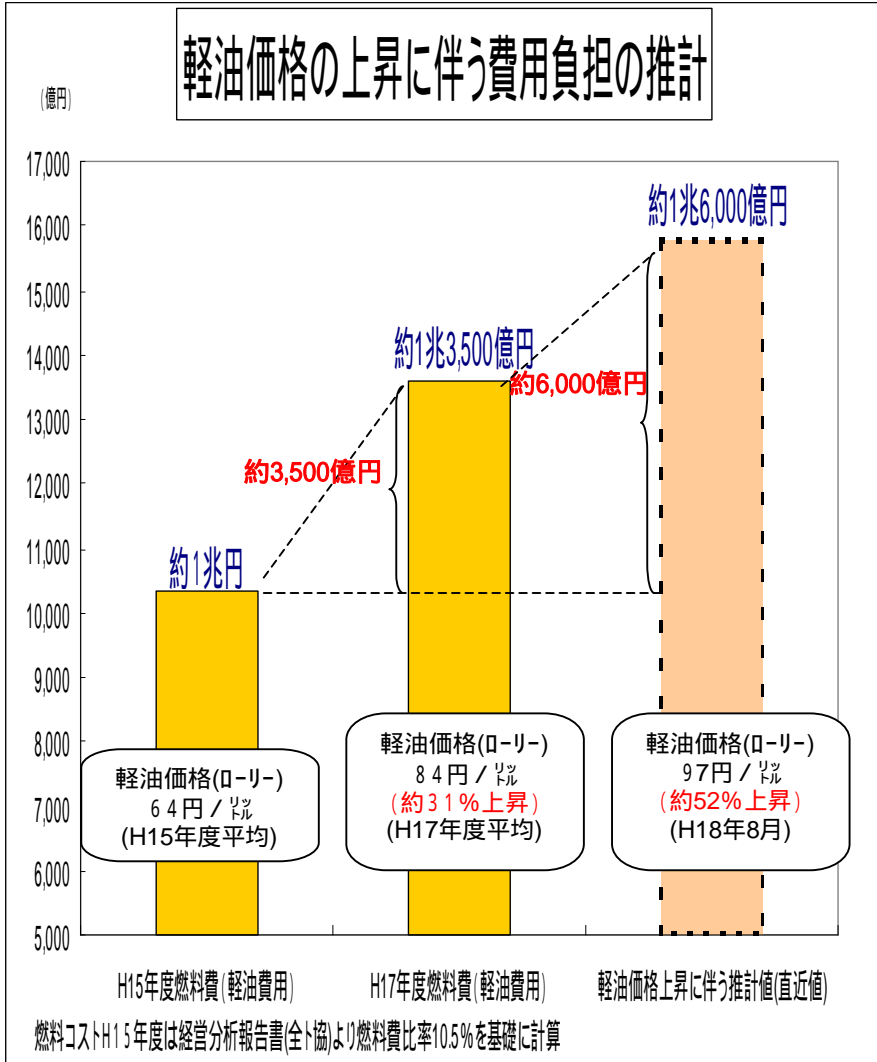
原油問題関係府省連絡会議（局長級）：5回開催（第5回連絡会議を、9月8日に開催）

原油問題関係府省連絡会議幹事会（課長級）：12回開催（第12回幹事会を、9月4日に開催）

- 1．エネルギー消費削減努力に対する支援
- 2．石油以外のエネルギーへの転換努力に対する支援
- 3．原油高の影響を受けている中小企業等への対応
（金融、相談窓口の設置、下請事業者への配慮要請、
経済団体等を通じた荷主の理解の促進等）
- 4．石油の量的安定供給の確保
- 5．エネルギー外交の強化

原油価格高騰に伴うトラック業界への影響

平成15年度に比べ、軽油価格が約33円/ 上昇(約52%上昇)し、業界全体で約6,000億円の費用負担増が発生



軽油価格1円/リットル上昇あたりの業界負担費用は約160億円

世界で最も厳しい環境規制への対応を義務付けるNOx・PM法等によるトラック車両代替がピーク

事故件数が高止まりしていることを踏まえた、スピードリミッター装着義務等の安全関連コストの増加

事業者数の99.9%が中小企業

運賃水準は低下傾向
 平成15年1月を100とすると、平成18年1月: 98.8

業界全体の経常利益合計は約500億円(H15年度)
 (総費用約11兆円の0.5%)

業界全体の費用負担増額は年間 **約6,000億円** 発生
 (平成18年8月価格がH18年度中続いた場合のH15年度比)

軽油価格の高騰は極めて深刻な影響を及ぼしており、自助努力の限界を超えている。これにより、安全の確保や環境面への悪影響が懸念される。

価格転嫁割合

転嫁できている事業者 9.5%(H17.7) **34.8%**(H18.9)
 (一部転嫁も含める)

{ ほぼ転嫁できている: **0.9%**
 一部転嫁できている: **33.9%**

運賃転嫁が一部進んだ要因は、軽油価格高騰が社会的に認知されてきたこと、荷主がトラック業界の苦境を理解したことによる。

燃料サーチャージ

(H18年9月 全日本トラック協会調査より)

全日本トラック協会がガイドラインを作成し、各地方トラック協会に周知。国土交通省としては、速やかに受理できるよう地方運輸局に適切な対応方を指示。

原油価格高騰等により厳しい経営状況にあるトラック業界への対応について

荷主に対する取組み

国土交通大臣による要請(昨年9月・10月)
奥田日本経団連会長・山口日商会頭

事務次官による要請(今年9月5日・6日)
渡日本経団連副会長・山口日商会頭

地方運輸局による全国の経済連合会及び
47都道府県の商工会議所連合会に対する
強力な働きかけ

元請事業者と下請事業者の関係

昨年9月30日・12月8日

元請・下請の間において、下請事業者の適正な利益を含んだ取引対価とする等の通達を関係事業者団体へ発信(請中小企業振興法に基づく通達)

燃料サーチャージ・ガイドラインの取扱い

全日本トラック協会より、各地方トラック協会に周知。
国土交通省としては、事業者が運賃届出をした場合に速やかに受理できるよう地方運輸局に適切な対応方を指示

トラック事業者に対する支援(18年度予算、税制等)

トラック車両購入に対する支援

トラック車両購入に対する補助
18年度予算額:24億1,200万円)

- CNGトラック、ハイブリッドトラック:通常車両価格との差額の1/2
- 新長期規制適合トラック:通常車両価格との差額の1/3

トラック車両購入に対する税制特例

- ・中小企業投資促進税制
 - 特別償却(30%)又は税額控除(7%)
- ・自動車取得税の特例措置
 - 燃費基準かつ新長期規制達成車:1.0%軽減
 - 燃費基準かつ新長期規制値からNO_x又はPMを10%以上低減する車:2.0%軽減

トラック車両購入に対する金融支援

NO_x・PM法に基づく環境基準適合車や低公害車への買い換えコスト低減のための無担保時等の特例支援

トラック事業者の省エネに対する支援

エコドライブ管理システム(EMS)、省エネ輸送関連機器(蓄熱式暖房マット等)の普及

- [17年度追加分:約2億6,000万円]
- [18年度予算額:約26億4,000万円]

原油高の影響を受けている中小企業等への対応

原油価格上昇の影響を受けている中小企業者に対し、特別相談窓口の設置、政府系金融機関の融資などの措置を講じてきたところ。今後とも、これら措置の周知と利用促進に努める。

特別相談窓口設置

昨年9月20日に、政府系中小企業金融3機関（中小企業金融公庫・国民生活金融公庫・商工組合中央金庫）、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会及び各経済産業局に特別相談窓口を943ヶ所設置し、影響を受けた中小企業者からの相談に対応。

・相談実績 4,570件 （平成17年9月20日から平成18年10月31日まで）

政府系金融機関による融資、信用保証協会による保証

原油価格上昇により相当程度影響を受ける中小企業に対しては、セーフティネット貸付・保証等により幅広くきめ細やかに資金を供給。融資・保証の承諾件数はこれまでに3,935件、735億円に上る（10月31日現）。

- ・政府系金融機関によるセーフティネット貸付等の合計： 731件、126億6,400万円（10月31日）
- ・信用保証協会によるセーフティネット保証等の合計： 3,204件、608億7,100万円（10月31日）

上記制度の周知に係るリーフレットの作成・配布

これら特別相談窓口や、セーフティネット貸付・保証等の利用を円滑にするため、運輸、クリーニングなど、原油価格上昇により収益を圧迫され価格転嫁が困難になっている業種の事業者団体に対し、制度を周知するリーフレットの作成・配布を行った。

石油の量的安定供給の確保

石油元売各社は、これまでも、増産、輸入等により安定供給に努めてきたところ。当省としても、引き続き生産・在庫等の需給動向を注視し、石油元売各社等と協力しつつ、安定供給に支障を来すことがないよう万全を期す。

- ・ 5月の卸価格の引き上げを控え、連休前（4月24～27日）に石油元売各社に対し、ヒアリングを実施。あわせて石油製品の安定供給確保と便乗値上げの防止を要請。
- ・ 7月下旬から8月上旬にかけて、石油元売各社に対し、ヒアリングを実施するとともに、便乗値上げの防止について要請。

（参考）現時点（10月28日）において、前年と同程度の在庫を有しており、安定供給には支障を来さない。

ガソリン：214.4万kℓ、軽油：169万kℓ、灯油：545万kℓ、A重油：131万kℓ

最近のエネルギー分野における国際協力

原油価格の安定化のためには、産油国における投資促進、消費国における一層の省エネ努力など、国際社会全体で総合的に取り組むことが必要。二国間及び多国間の場において、これらの取組みを働きかける。

4月に開催された国際エネルギー・フォーラム等、様々な外交の場において各国に働きかけを行っているところ。7月15日～17日に開催されたG8サミットにおいても、エネルギー安全保障が主要テーマの一つに掲げられ、我が国から投資の促進や省エネルギーの推進等の重要性を強調し、首脳間で合意された。

軽油高騰対策の取組の方向

直接的な取り組みは、3つの方向がある。

1. 燃料消費を抑える(自助努力)

燃料消費を抑える経済走行の励行や実車率の向上、様々な経費の削減など、様々な自助努力を行うことができる。

2. 燃料の調達価格を下げる(自助努力)

できるだけ軽油価格の安いSSを見つけて利用する。
使用量が多ければ、自家給油施設(インタンク)を利用してローリー価格で仕入れる。
スタンドとローリーの価格差が5円以上あり、そのメリットを追求する。

3. 荷主と交渉して運賃へ転嫁する

荷主と交渉して相応の運賃値上げを認めてもらい、コスト増分を転嫁すること。

軽油価格高騰に伴う経営危機突破緊急アクションプラン等について

(業界の主な対応)

第一次アクションプラン(6月～)

1. 軽油価格高騰に伴う業界への影響調査(17年5月)、運賃転嫁状況に関する調査(毎月)
2. (1) 経産省、国交省、経団連、商工会議所、石連、石商連合会、地域経済連合会、各荷主団体等陳情
(2) 関係官庁、経団連、荷主団体等との会談(会長訪問)
3. テレビ、ラジオ、新聞等マスコミへのキャンペーン(「もう限界！」)
4. 新聞への意見広告掲載(日経、荷主業界紙、物流業界紙)
5. 軽油価格高騰・経営危機突破緊急キャンペーン月間(6月)の実施(決起大会等)
6. その他一般社会への広報活動(TBSラジオ、読売4コマ漫画、週刊エコノミスト等)

事業者大会決議

第10回全国トラック運送事業者大会(10/27、沖縄)で特別決議

第二次アクションプラン(11月～)

1. 再生産可能な運賃料金収受に向けた環境整備・理解促進活動の展開(地域レベル懇談会、適正運賃収受運動)
2. 軽油の高騰抑制・適正価格確保に関する要請活動等の展開(燃料共同購入推進マニュアル、燃料共同購入事業に関する緊急アンケート)
3. 軽油引取税暫定税率7円80銭の一時凍結・撤廃に向けた要望活動の展開(18年度税制改正最重点要望項目)
4. 省エネルギー対策の積極的推進(省エネ推進マニュアル作成、EMS助成)
5. 諸活動の効果的推進のための対応(運賃転嫁実態調査、広報活動)
6. 燃料サーチャージの算定例を公正取引委員会と相談の上策定

各地方運輸局等を通じた各地域の経済団体等への働きかけ状況

各地方運輸局を通じて、昨年、以下の団体に対し働きかけを行ったところである。

【各地域の経済連合会】

北海道経済連合会	東北経済連合会	北陸経済連合会	中部経済連合会
関西経済連合会	中国経済連合会	四国経済連合会	九州・山口経済連合会
沖縄県経営者協会			

【各地域の商工会議所連合会】

北海道商工会議所連合会

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県の東北各県商工会議所連合会

関東商工会議所連合会並びに茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県の関東各県商工会議所連合会

新潟県、長野県、富山県及び石川県の北陸信越各県商工会議所連合会

静岡県、愛知県、岐阜県、三重県及び福井県の中部各県商工会議所連合会

近畿商工会議所連合会並びに滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の近畿各県商工会議所連合会

鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県の中国地区の商工会議所連合会

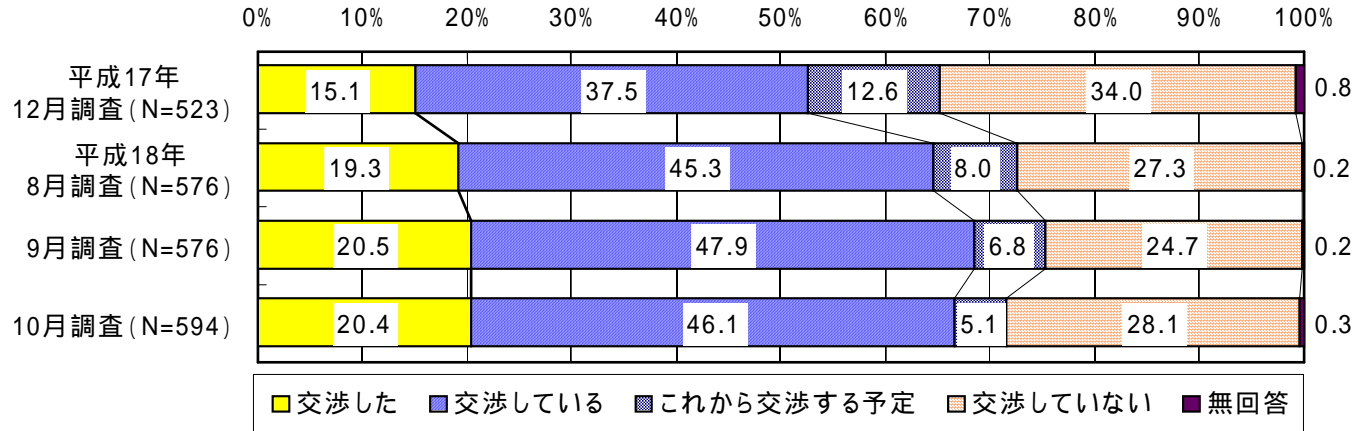
香川県、徳島県、愛媛県及び高知県の四国各県の商工会議所連合会

福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県の九州地区の商工会議所連合会

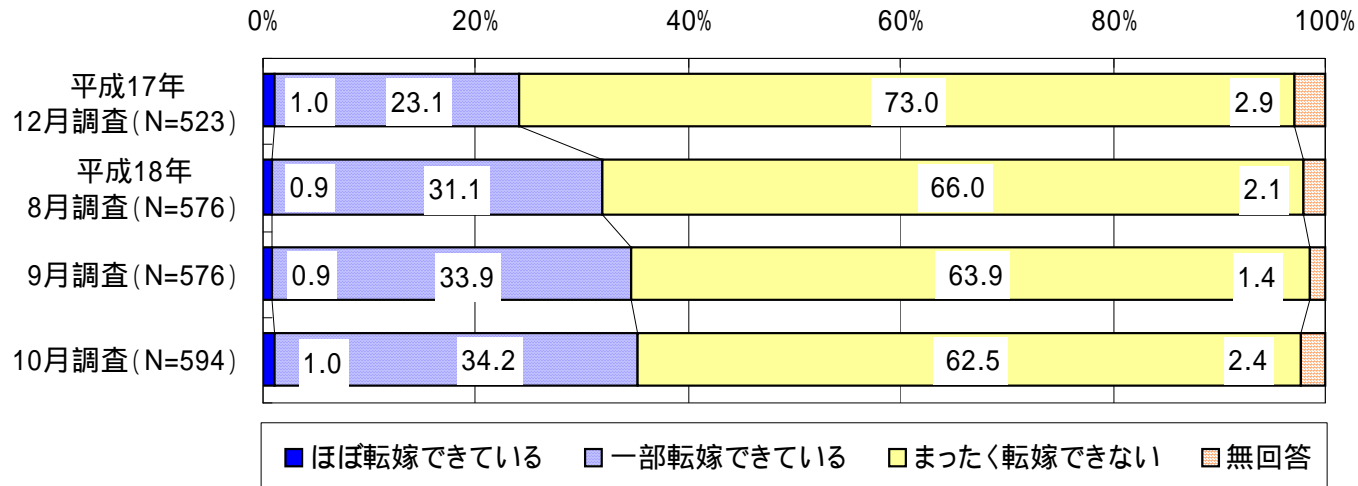
沖縄県商工会議所連合会

荷主への運賃値上げ交渉状況および運賃転嫁状況

【荷主への運賃値上げ交渉の状況】

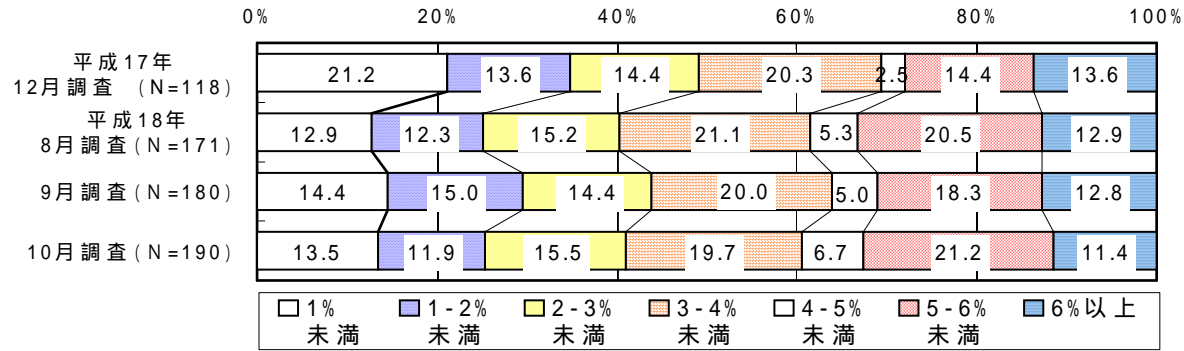


【運賃転嫁の状況】

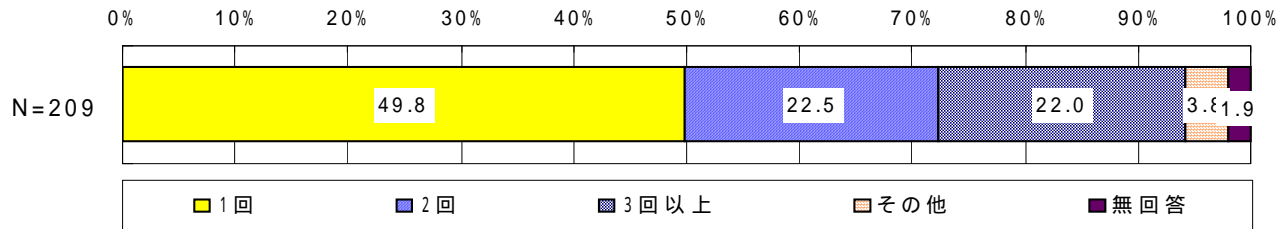


運賃値上げ率、運賃改定の回数およびコスト転嫁の方法

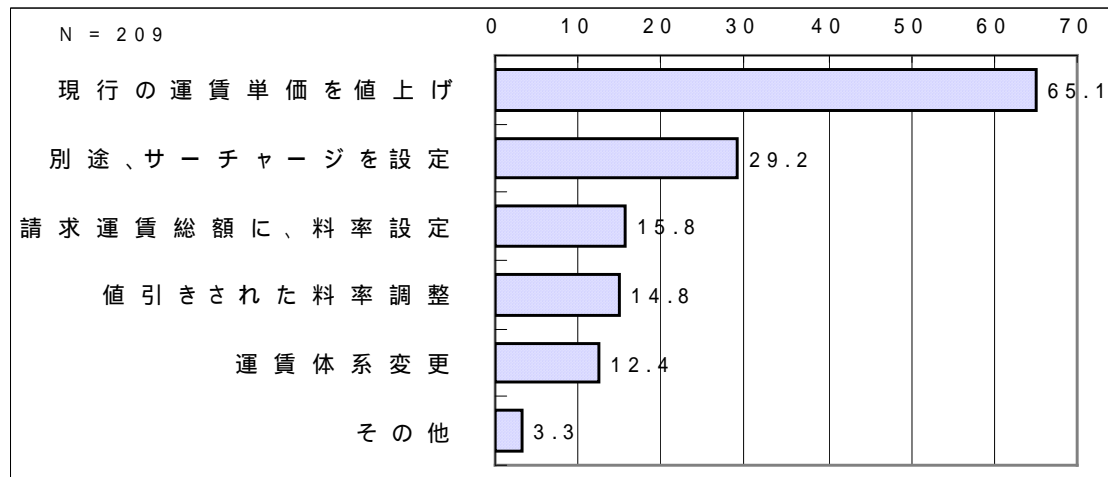
【運賃値上げ率】



【運賃改定の回数】

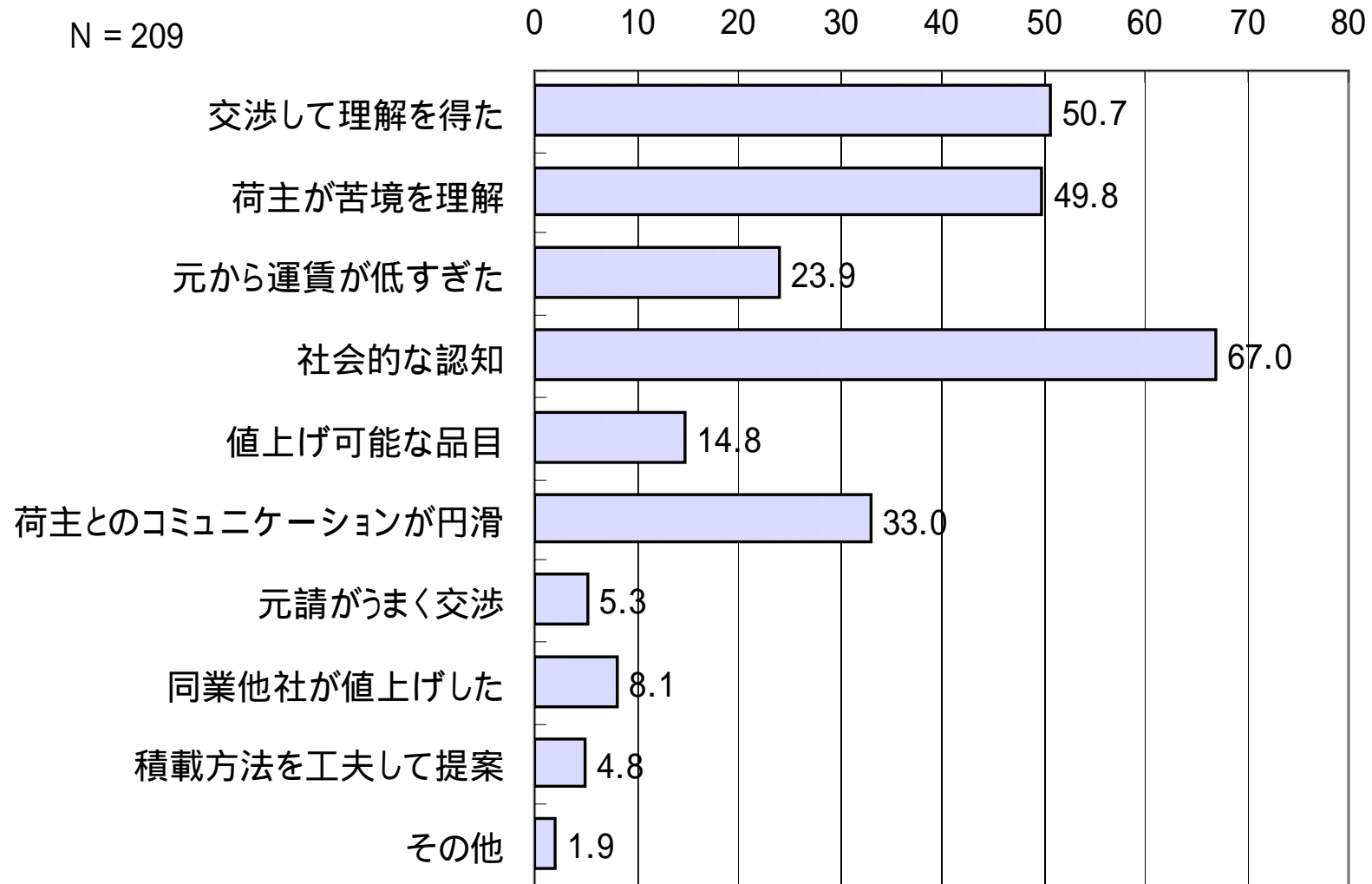


【コスト転嫁の方法】



運賃転嫁(値上げ)交渉がうまくいった要因・秘訣

N = 209



燃料サーチャージ制(メリット、デメリット)について

(メリット)

- 特別付加運賃(目的運賃)であり、荷主の理解が比較的得られやすい
- 運賃と異なるため、事業者間の足並みが揃いやすい
- 実運送業者に行き渡る増分の額が明確

(デメリット)

- 軽油価格が一定の水準に下がったら解消する必要がある
(どの水準をゼロベースにするか)
- 元請の問題解決に当たるか不明。実運送業者に渡すため、交渉インセンティブ減少
- 極端に低い現行運賃のアップが難しくなる

